

令和 7 年度臓器移植普及推進月間実施要綱

1 趣 旨

臓器移植は、臓器の機能が著しく低下し、移植によってのみ、その回復が見込まれる人に対して行う医療で、臓器提供者はもとより、広く社会の理解と支援があって成り立つ医療である。このような移植医療の適正な実施に資することを目的として、「臓器の移植に関する法律」が平成 9 年 10 月に施行されて以来、脳死下及び心臓が停止した死後における臓器移植が逐次行われ、一定の実績を積み重ねてきているが、平成 22 年の改正法施行後においても臓器提供事例は、顕著な増加を示していない。

今後、臓器移植の一層の定着及び推進を図るためには、より多くの方々に臓器移植に対する理解を深め、臓器提供に関する意思表示をしていただくことが極めて重要であることから、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、普及啓発を行うものとする。

2 主 催

厚生労働省、各都道府県、（公社）日本医師会、（公社）日本臓器移植ネットワーク、（公財）日本腎臓財団、（公社）日本透析医会

3 後 援

文部科学省、日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本新聞協会、（公社）ＡＣジャパン、（公財）健康・体力づくり事業財団、（公社）日本看護協会、（一社）全国腎臓病協議会、（一社）日本腎臓学会、（一社）日本透析医学会、（一社）日本移植学会、（公財）日本アイバンク協会、ＮＰＯ法人日本移植者協議会

4 実施期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から同月 31 日（金）まで

5 重点目標

- (1) 臓器不全の根治療法である臓器移植について、理解を深めていただくとともに、できるだけ多くの人々が臓器提供に関する意思表示を行っていただくよう広く国民に呼びかける。
- (2) 国民への啓発とあわせて、各地域においては、関係機関の協力により臓器移植体制の整備・強化を図る。
- (3) 健全な日常生活を営むために疾病予防の重要性を国民に認識してもらう。

6 推進月間の標語

「いのちへの優しさとおもいやり」

上記の他、関係団体において適宜定めるものとする。

通知文書・ポスター・チラシ等に本標語を記載する、テレビ・ラジオ等にて呼びかける際に本標語と併せて告知するなどの活用を推奨する。

7 実施行事等

(1) 臓器移植普及推進月間の周知

臓器移植普及推進月間を国民一般に周知させるため、ポスター・パンフレット等を作成し、関係団体などに配布する。

(2) 大会の開催等

ア．臓器移植を推進するための全国民に向けた大会を開催する。

臓器移植推進国民大会（令和7年10月26日（日）大阪府）

イ．各地域において、月間の趣旨に沿った集会、講演会などを実施する。

(3) 報道機関との連携

インターネット、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得るとともに、都道府県広報紙、関係団体の機関紙の活用を図り、臓器移植推進に関する広報を実施する。